

平成 29 年 10 月 12 日
内閣府 I m P A C T 室

PM 関係機関の資金配分の増額に係る規程の改定について

1. 主旨

ImPACT は、プログラム・マネージャー（以下、「PM」という。）に対して、研究開発構想に必要な研究開発機関の選定、それら機関への予算配分等の権限を委任しているが、選定された研究開発機関が PM と利益相反の関係にある場合（以下、「PM 関係機関」という。）や、PM が当該 PM 関係機関に対して研究資金の増額を行おうとする場合には、推進会議が選定又は増額の承認を行っているところ。

平成 30 年度末の事業終期まで残り 1 年となり、今後、各 PM が成果獲得に向けてプログラムの集中・重点化を図るためには、残余の研究資金を PM の裁量で機動的に配分変更することが必要となっている。

については、PM 関係機関に対する研究費の増額配分について、ImPACT 有識者会議が確認したことをもって ImPACT 推進会議の承認を得たものとみなす旨の規程改定について審議を行う。

2. 新旧対照表

革新的研究開発推進プログラム運用基本方針 取扱要領

（平成 26 年 2 月 27 日総合科学技術会議 革新的研究開発推進会議決定）

| 現行 | 改訂案 |
|--|--|
| <p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 略 ・ 略 ・ 利益相反の取扱い </p> <p>3. 運用方針</p> <p>(1) 推進会議による承認</p> <p>PM に関する機関を研究開発機関として選定し、あるいは PM に関する機関の研究開発資金の配分を増額しようとするときは、推進会議の承認を必要とする。推進会議は、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、これを承認する。</p> <p>(2) (3) 略</p> <p style="text-align: right;">(了)</p> | <p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 利益相反の取扱い </p> <p>3. 運用方針</p> <p>(1) 推進会議による承認</p> <p>PM に関する機関を研究開発機関として選定し、あるいは PM に関する機関の研究開発資金の配分を増額しようとするときは、推進会議の承認を必要とする。推進会議は、テーマに示された産業や社会のあり方の変革の実現にとって真に必要と認められる場合、これを承認する。<u>ただし、研究開発資金の配分の増額については、事前に有識者会議が確認したことをもって、推進会議が承認したものとみなすことができる。</u></p> <p>(2) (3) 同左</p> <p style="text-align: right;">(了)</p> |

下線部が改定部分

以上